

瀬戸市信用保証料補助金のご案内

対象者（以下の要件をすべて満たす方）

1. 市内において主たる事業所を有する方
2. 以下①から③のいずれかの融資を受けている方
 - ①瀬戸市を經由して愛知県小規模企業等振興資金の融資を受けている方
 - ②愛知県経済環境適応資金のうちの下記の融資のいずれかを受けている方
 - ・セーフティネット資金（セーフティネット保証4号・5号）
 - ・経営あんしん資金 ・経済対策特別資金
 - ・大規模危機対応資金 ・新型コロナ借換
 - ・創業等支援資金
 - ③瀬戸市の融資制度瀬戸市小口事業資金の融資を受けている方
3. 融資実行日から3か月以内である方
4. 市税の滞納がない方（法人の場合は代表者を含みます。）

補助金の金額

- ・信用保証書に記載された保証料の額（回収条件がある場合は、保証書に記載された保証料から回収分に係る返戻保証料を控除した額です。）の**50%**（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）とします。

ただし、上述の額が**15万円**を超えるときは、**15万円**とします。

（**創業等支援資金**を受けた場合のみ、上述の額が**20万円**を超えるときは、**20万円**とします。）

- ・補助金の交付は、同一年度1回に限るものとします。

必要書類

1. 第1号様式（第5条関係）瀬戸市信用保証料補助金交付申請書
2. 第2号様式（第5条関係）同意書
3. 第3号様式（第5条関係）補助金交付申請額計算書
4. 第5号様式（第7条関係）瀬戸市信用保証料補助金交付請求書（日付は**未記入**でご提出ください。）
5. 信用保証書の写し（回収条件がある場合は、返戻保証料通知書の写しも必要です。）

※なお、補助金の申請は、毎月20日にとりまとめをし、翌月下旬のお支払いを予定しております。

担当 瀬戸市地域振興部ものづくり商業振興課商業金融係

電話 0561-88-2652（ダイヤルイン）

FAX 0561-82-2931